

## 田原南部小学校の風水害時等における対応について

### 1. 田原市に特別警報「大雨・暴風・暴風雪・大雪・高潮」が発表された場合

- ・ 午前6時の時点で発表中または「特別警報」から切り替わった「警報」が発表中の場合、休業とします。
- ・ 「特別警報」及び「特別警報」から切り替わった「警報」が解除された場合も、学校から連絡があるまで自宅待機とします。
- ・ 授業を行う場合には、学校から連絡があります。

※特別警報が解除され、警報に切り替わった場合にも特別警報が継続しているとみなし同様の対応とします。

例) 午前5時に大雨特別警報が解除され、大雨警報が発表された。午前6時の時点でも引き続き大雨警報が発表されている場合

- ・ 大雨特別警報が継続しているとみなし、この日は休業とする。

### 2. 「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合

- ・ 午前6時の時点で発表中の場合、休業とします。
- ・ 午前6時までには解除された場合は平常授業を行います。
- ・ 登校後に発表された場合、安全確認後に一斉下校とします。また、安全が確認できない場合には、学校内または田原南部市民館で待機します。保護者の方に引き渡し可能な児童は引き渡しを行います。

### 3. 田原市に「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「高潮警報」が発表された場合

- ・ 平常どおり授業を行います。

### 4. 田原市に「雷注意報」「竜巻注意情報」が発表された場合

- ・ 平常どおり授業を行います。

### 5. 通学する学校の校区内に田原市が「避難情報等」を発令した場合

- ・ 「災害発生情報」「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発令された場合は休業とします。
- ・ 上記以外の避難情報が発令された場合は平常どおり授業を行います。

### 6. その他

- ・ 上記以外でも、登校に危険があると保護者が判断した場合は、登校を見合わせてください。また、その際はその旨を学校に連絡してください。その場合は、遅刻・欠席扱いにはなりません。
- ・ 上記のいずれの場合も、学校の判断で休業もしくは授業開始を遅らせることがあります。その場合は、学校から一斉メールで速やかにお知らせします。
- ・ 登下校中に警報等が発表された場合、自宅又は学校の距離が近い方に向かうことにします。ただし、近い方に危険が想定される場合には安全に移動できる方に向かうように指導します。